



IBLCE® (ラクテーション・コンサルタント資格試験国際評議会)

舌小帯切除術に関する助言的意見

(Frenulotomy Advisory Opinion)

IBLCE は、IBCLC® (国際認定ラクテーション・コンサルタント) が舌小帯切除術を行うことが妥当であるかという複数の問い合わせを受理しています。

IBLCE は認定機関の通常業務として、さまざまな重要事項への対応を行っていますが、この件に関しても助言的意見を発表します。

舌小帯切除術は外科的処置で、その目的は「舌小帯短縮症」という身体的状況を治療することです。口唇や舌の動きが制限されるような舌小帯短縮症の場合に行います。舌小帯短縮症の治療は、舌の下部にある組織を切断して、直接授乳を困難にしている症状を軽減することです。舌小帯切除術は、通常、免許を持つ保健医療従事者が行います。IBLCE が定めた「IBCLC の業務範囲」および「IBCLC の臨床能力」では、舌小帯切除術に関して名言していません。「業務範囲」には、IBLCE による認定者が IBCLC という専門家としての水準を維持する義務があると明記されています。専門職としての水準は「それぞれの地理的・政治的な地域や場面における法的枠組みの中で業務をすること」によって維持されます。従って、IBCLC とは別に保健医療従事者の免許を持つか、舌小帯切除術を行うことができるということを法的に認可されている場合以外は、IBLCE による認定者は舌小帯切除術を行うという権限を与えられていません。とはいえ、専門職に舌小帯切除が許可されている特定の国や地域においては、IBLCE が舌小帯切除術を禁止することはできません。このような背景を踏まえて、舌小帯切除術を行うことが、「IBLCE の職務行動規範」の元において懲戒を受ける対象となるのかどうかという疑問が出て来ました。

IBLCE による認定者が世界中にいるということ、また、舌小帯切除とその結果の持つ深刻さが、事態を複雑にしています。よって、IBLCE はこの問題を検証し、適切な専門家と監督機関からのガイダンスを求めました。米国を例にとる



と、通常、舌小帯切除術は免許を持つ保健医療専門家が行わなければなりません。英国についても最近、IBLCEは保健省から以下のようなガイダンスを文書で受け取っています。すなわち、舌小帯切除術は、そのためのトレーニングを受けた、登録された保健医療専門家によってのみ行われるべきだというものです。IBLCEによる認定者がいる国や地域すべての法律を参照することは実際的ではありません。また、IBLCEがあらゆる場合に適応されるような声明を発表して、IBLCEによる認定者が舌小帯切除術のような手技を行うための許可制について言及することはできません。というのは、それぞれの国や地域で法律や規制がさまざまだからです。

よって、舌小帯切除術をIBLCEが行うことが妥当であるかどうかを決定する場合、そのIBLCEが正式な免許を所有しているか、舌小帯切除についてのトレーニングを受けたか、その国や地域の保健省庁から認可されているかを考慮して解析していくことになります。その国や地域でIBLCEによる認定者が舌小帯切除術を認可されていない、もしくは禁止されている場合以外は、IBLCEによる懲戒の対象とはなりません。その国や地域でIBLCEによる認定者が舌小帯切除術を行うことが許可されていないなら、「業務範囲」の枠外とみなされ、「IBLCEの職務行動規範」を元にして訴えられる可能性があります。

このような訴えが起こった場合、IBLCEは当該の国や地域における舌小帯切除術に関する合法性や許可制についての情報を求めます。どのような訴えでも、「IBLCEの職務行動規範」および付帯手続きの要求事項に細部まで従わなければなりません。質問はIBLCEのInternational Office international@iblce.org まで。